

## ひとり親家庭の皆さま 小中学校入進学 支度金制度を ご利用ください



本年4月に、県内の小中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）へ入進学する児童を養育しているひとり親家庭の父または母（父母のいない児童の養育者を含む）で、次の要件に当てはまる場合は、県と市から入進学の支度金・祝金が支給されます。

- **山梨県ひとり親家庭 小中学校入進学支度金**
  - ◆ **支給額** 児童1人につき1万円
  - ◆ **支給要件** ①～③全て
    - ①平成25年1月1日現在、山梨県内に住所を有すること
    - ②平成24年度（23年分）の所得税が非課税世帯であること
    - ③生活保護の受給世帯でないこと
  - ◆ **申請期限** 1月31日（木）
- ※やむを得ず申請できなかつた場合や平成25年1月1日以降にひとり親家庭となり、支給要件に該当した場合には、

3月29日（金）まで申請を受け付けます。

### ◆申請時必要書類

- 申請書（窓口にて用意）・ひとり親家庭医療費受給者証（写）・印鑑・申請者（保護者）の通帳
- ※ひとり親家庭医療費受給者証（写）が無い場合は、住民票謄本・戸籍謄本・扶養義務者全員の平成24年所得課税証明書が必要

### ●**韮崎市母子・父子世帯等 小中学校入進学祝金**

- ◆ **支給額** 児童1人につき1万円
- ◆ **支給要件** 平成25年4月1日現在、韮崎市に住所を有すること
- ◆ **支給方法** 4月末日までに保護者の指定口座へ振込
- ◆ **申請期限** 3月29日（金）
- ◆ **申請時必要書類等**

- ひとり親家庭医療費受給者証・印鑑・申請者（保護者）の通帳・申請書（窓口にて用意）
- ※平成24年1月2日以降に転入された方は、前住所地の課税証明書が必要になる場合があります。

■ **お問い合わせ・お申し込み**  
福祉課子育て支援担当  
（内線174）

## 思いやりパーキング制度が始まりました！

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方などで、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、障害者用パーキングを安心して利用できるよう支援する制度です。次のとおり申請する必要がありますので、必要事項をご確認ください。

- **申請窓口** 市福祉課および市保健福祉センター、県保健福祉事務所
- **必要書類** 申請書（窓口）、各種手帳等（別表参照）
- **その他** 申請手数料は無料ですが、確認書類取得に係る経費は自己負担となります。

代理申請も可能ですが、身分証明書（運転免許証、健康保険証）を提示ください。

■ **お問い合わせ・お申し込み**  
\*市福祉課障がい福祉担当  
（内線182・183）  
\*県障害福祉課

〒400-8501  
甲府市丸の内1-6-1  
stogai-fs@pref.yamanashi.jp  
055-1223-11460  
055-1223-11464

【利用証の交付基準】

区分	交付要件	申請に必要な書類	有効期間	利用証	
身体障害	視覚障害	4級以上	5年	緑	
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害			3級以上
		平衡機能障害			5級以上
	音声機能、言語機能又はせしゃく機能の障害	対象としない			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
小腸機能障害		4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上			
肝臓機能障害	4級以上				
知的障害	A	療育手帳			
精神障害	1級	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証			
高齢者	要介護1以上	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。	母子健康手帳	交付要件に該当する期間	橙	
発達障害	移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人	医師の意見書	5年の範囲内で必要と認められる期間		
けが人	けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人	医師の意見書	1年の範囲内で必要と認められる期間		